

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工事業変更許可等について（行政相談）

2. 日時

令和5年4月13日（木）13時30分～14時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

検査グループ 専門検査部門

千葉主任原子力専門検査官

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他8名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社から、令和5年3月30日の行政相談に引き続き、新たな設備の設置に係る事業変更許可（以下「事業許可」という。）及び設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の申請要否について行政相談があった。

○原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

- ・令和4年6月13日の意見交換会において、事業許可に記載している安全機能を有する施設については、一部過剰な記載を審査の中で求めていたと考えられる部分があり、この点について、今後の変更許可の際に記載の適正化も可能であると、原子力規制庁から伝えていた。
- ・上記の経緯を踏まえ、事業者から、意見交換会の際に事業者と合意した「審査の考え方」に基づき、事業許可の記載を適正化することが可能と考えられる設備が示されたが、当該設備に係る事業許可の記載については、意見交換会の際に伝えたとおり、今後の変更許可の際に議論することとする。
- ・ICP 質量分析装置の設置については、事業許可において分析装置一式とし、構成する設備全体を含めた記載であること、また、当該記載内容に変更がないことから、事業許可の変更申請は不要である。
- ・原子力災害対策指針の要求に沿って設置する HF モニタについては、許可基準で設置要求のある設備でないことから、事業許可の変更申請は不要である。

- ・ γ 線走査装置の取替工事については、取替工事であり事業許可の変更申請は不要であるが、一般仕様として型式、主要な構造材、寸法等が変更となることから、設工認の申請が必要である。なお、従前の設工認申請書と同様、工事の中で核燃料物質を用いた検査が必要となる場合は、設工認申請書において当該検査に係る事項を明確に記載すること。

○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1 : MSR-23-001 事業許可における記載適正化について

以上